

令和 6 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 6 年 3 月 2 5 日（月）

開議 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 5 年度京丹波町一般会計補正予算（第 7 号）

第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 6 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 7 議案第 2 号 京丹波町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

第 8 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

第 9 議案第 4 号 京丹波町職員定数条例の制定について

第 10 議案第 5 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 6 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第 12 議案第 7 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 8 号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第 14 議案第 9 号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第 15 議案第 10 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制
定について

第 16 議案第 11 号 京丹波町地域公共交通計画の策定について

第 17 議案第 12 号 京丹波町国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康
診査等実施計画の策定について

第 18 議案第 13 号 第 4 期京丹波町障害者基本計画の策定について

- 第 1 9 議案第 1 4 号 京丹波町自殺対策第 2 次計画の策定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 令和 6 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 3 議案第 1 8 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 1 9 号 令和 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 0 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 1 号 令和 6 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 2 号 令和 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 3 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 4 号 令和 6 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 5 号 令和 6 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 6 号 令和 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 7 号 令和 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 0 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 3 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計予算
- 第 3 8 議案第 3 3 号 令和 5 年度京丹波町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 3 9 議案第 3 4 号 令和 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 0 同意第 3 5 号 令和 5 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 1 議案第 3 6 号 令和 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 2 議案第 3 7 号 令和 5 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 3 議案第 3 8 号 令和 5 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 4 議案第 3 9 号 令和 5 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 5 議案第 4 0 号 令和 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 6 議案第 4 1 号 令和 5 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 7 議案第 4 2 号 令和 5 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 8 議案第 4 3 号 令和 5 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 9 議案第 4 4 号 令和 5 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第50 発委第 1号 京丹波町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第51 発委第 2号 再審法改正に向けて審議促進を求める意見書

第52 発委第 3号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書

第53 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1番	山崎裕二君
2番	山崎眞宏君
3番	畠中清司君
4番	伊藤康二君
5番	居谷知範君
6番	西山芳明君
7番	隅山卓夫君
8番	谷口勝巳君
9番	山田均君
10番	東まさ子君
11番	松村英樹君
12番	森田幸子君
13番	梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町長	畠中源一君
副町長	山森英二君
総務部長	松山征義君
健康福祉部長	木南哲也君

産業建設部長	栗林英治君
企画情報課長	堀友輔君
総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
管財課長	藤井知宝君
税務課長	小山潤君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	藤井雅文君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	堀内浩二君
会計管理者	樹山敬子君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	十倉隆英君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中に、各常任委員会並びに予算特別委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月14日に緊急の全員協議会が開催され、議員による議会だより第83号への写真の無断使用の問題について、事実確認並びに協議が行われました。

3月15日に臨時の議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより第83号への写真の無断使用の問題が発生した原因究明、再発防止対策等について協議され、その中で副委員長 の山崎裕二議員の辞職が許可され、互選の結果、新たに松村英樹委員が副委員長に就任されました。また、次期発行予定の議会だより第84号の発行については、当分の間、延期することに決定されました。

3月18日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議され、同日に全員協議会が開催されました。

また、同日に、交通網対策等特別委員会が開催され、4月から実施される園福線旅客運送サービス事業の路線バス及びデマンドタクシーについて、執行部から説明を受けました。

また、その後、全員協議会が開催され、議会だより第83号への写真の無断使用の問題に関して、議会広報広聴特別委員会で決定された内容等が報告されるとともに、今後の議会としての対応等について協議がなされました。

3月19日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより第83号への写真の無断使用の問題に関して、事象発生の原因及び問題点等について協議されました。

本日、本定例会終了後、議会運営委員会及び全員協議会を開催しますので、委員及び議員の皆様には大変御苦勞さまですが、よろしくお願いいたします。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、自主放送番組での放映

を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（梅原好範君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 専決処分の関係についてお尋ねをしておきたいと思います。

2月22日に内容について説明を伺ったわけですが、専決処分の内容については、国の交付金を受けて、それぞれ低所得者への交付金等を支給するという事になっていて、国の交付金を受けて、それぞれ低所得者への交付金等を支給するという事になっているわけですが、そのときに支給のスケジュールを予定ということでお聞きしたわけですが、現在このスケジュールどおり進んでおられるのか。また、状況をお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました2月22日にご説明をさせていただきましたスケジュールについてでございますが、その際に通知書の発送については2月16日に終えておりまして、初回の振込みを3月1日から予定をということでご説明をさせていただいたところでございますが、予定どおり3月1日から順次振込みをさせていただいております。現時点で、書類の提出期限については4月19日ということでご案内をさせていただいております。

それから、進捗の状況でございますけれども、この後審議をいただきます3月補正を見込ませていただいている内容となっておりますが、今回、予算につきましては、均等割のみ課税世帯への件数を420世帯というふうに見込ませていただいておりますが、現時点で案内をさせていただいておりますのが398世帯、そのうち、確認書を返送いただきましたのが、辞退というふうにご申出をいただいている分を含めまして374世帯、率にしまして94%の世帯の方からの返信をいただいている状況となっております。

また、こども加算のほうにつきましては、この専決予算では１７０人分を計上させていただいておりますけれども、先ほど申し上げました３月補正も見込ませていただきまして、通知については１７７人分の通知をさせていただいております、そのうち返送がありましたのが１６８人、進捗率につきましては９４．９％という状況となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○９番（山田 均君） 進捗状況等をお聞きしたわけでございますけれども、実際に振込みをできておるといのはどの程度までいっておるのか。その点を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 均等割のみ課税世帯への１０万円の給付につきましては、先ほどご案内をさせていただきました３９８世帯に対しまして、実際に振込みをさせていただいておりますのが３６９世帯、給付率にしまして９２．７％というようになっております。

また、こども加算のほうにつきましては、先ほど人数で申し上げましたが、世帯で給付率を申し上げますと、確認書等を送付させていただきましたのが９５世帯、そのうち、給付世帯につきましては８９世帯、給付率につきましては９３．７％という状況でございます。これが３月２１日現在での給付率となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 他の議員の皆さん、質問ありますか。

森田君。

○１２番（森田幸子君） 今のに関連しての質問なんですが、３９８世帯で確認ができてるのが３７４世帯、それで６％の方がまだのようにお聞きしたのですが、その方についての今後の見通しはどのように考えておられるのか。その点お伺いたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 先ほど申し上げました書類の提出期限を現時点では４月１９日というように予定をさせていただいておりますが、提出の状況を見させていただきまして、また個別にご案内をさせていただいて、できるだけ返送いただいて給付をさせていただくように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第４、諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第４、諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第２号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第５、諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第５、諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第３号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第６、諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第7、議案第2号 京丹波町企業版ふるさと納税基金条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第2号 京丹波町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思います。

今回、提案になっております企業版ふるさと納税基金条例でありますけれども、企業がふるさと納税で寄附していただくことを受けた場合、基金に積み立てるということではありますが、納税を呼びかけるといいますか、対象となる企業はどういうように考えておられるのか。町内に本社がある企業は、ふるさと納税できないことになっておるわけでございますけれども、どのような基本的な考え方を持ってこのふるさと納税を取り組んでいくということなのか。1点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 町内に本社を置かない企業でございますので、関連して町内と関わりのある企業も、町内には本社を置かずに企業を配置されている企業がございまして、そういったところ、ゆかりのあるところに既に理事者等のトップセールスもお世話にな

っておりますけども、そういったことを中心に企業さんにご協力、あるいは、町の事業のこういった事業をやっておりますのでという協力依頼をさせていただくというような方向で考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 結局、本町とつながりのある企業、例えば京丹波町で工事、事業をした企業とかそういうことになるんじゃないかと思うんですけども、そういうことになりますと、企業と町との関係というのは密接な関係も含まれるんじゃないかと思うんです。企業版ふるさと納税というのは、納めたうちの9割が税が減免されるという制度になっておるわけでございますけども、逆に、企業の本社がある自治体にとっては、それだけの税が減るわけでございますから死活問題になると思うんです。地方自治体として同じ立場で立てば税収が持っていかれるということになるわけでございますが、そういうことについて町長としてはどういうふうに考えておられるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） そういう現象もあろうかと思いますが、私は、先ほど課長が答えましたように、ゆかりのある企業さんにも何回かお訪ねをして、トップセールスというんですか、行くたびに企業版ふるさと納税ということでご協力願えたらありがたいですということを言ってます。私は、常に言っておりますけれども、京丹波町がこれからやっぱり将来に向かって発展していくためには、住民の皆様方、それから議会の皆様方、また各種団体、そして企業の皆様方と一緒にあって同じ方向を向いていきたいという考え方があります。そういうことを企業さんがかなり理解していただいて、本当にいい感触で京丹波町のために協力しましょうとおっしゃっていただいております。同じ自治体の長として、片や減額で税が納められない。片や税が増えていくというバランスの問題はありますけれども、やはり私は企業さんのそういう好意的な前向きな姿勢というのは、積極的に評価するべきだろうと思っておりますのでございます。本当に感謝申し上げます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○ 9 番（山田 均君） ただいま提案されております議案第 2 号 京丹波町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

企業版ふるさと納税制度は、創設当初から寄附企業と地方自治体との癒着が懸念され、内閣府は寄附の見返りとしての経済的利益供与を政令で禁止をしましたが、日本共産党は参議院総務委員会で、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長の審議の中で、寄附企業と地方自治体との間で直接的な利益供与でなくても、間接的な癒着が生まれる危険性があることを指摘しました。特に、企業版ふるさと納税制度は、企業にとっては破格の控除で、9 割の負担軽減で寄附をする制度となっており、企業の所在地である自治体にとっては死活問題となります。

ふるさと納税制度は、企業版も個人版も自治体間の税収の奪い合いを助長し、地方税の原則をゆがめる仕組みを持っています。本来、地域再生に必要な財源は、国の責任で保障すべきです。

この点を指摘し、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号 京丹波町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 8、議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 8、議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第4号 京丹波町職員定数条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第9、議案第4号 京丹波町職員定数条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番(東まさ子君) 職員の定数を288人から282人とするものであります。中身を見させていただきますと、特に、教育委員会の所管する職員さんが大幅に減っているわけですが、この減っている理由について伺いたします。

○議長(梅原好範君) 田中総務課長。

○総務課長(田中晋雄君) これにつきましては、幼稚園制度がこども園のほうに移行したということでございまして、まずその移行が1つ要因であります。

それから、学校等におけます技能職につきましては、新たな採用を行っていないということでございますので、順次減っていったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 技能職については、採用してないので減っているということであり
ますけれども、そもそも技能職というのはどういう仕事をされているのかお伺いをいたしま
す。

幼稚園の関係が町長部局に移行したということで、プラス3人となっているわけでありま
すが、そういう専門の職をお持ちの方が移行されて、プラス3人ということではありますが、
これは会計年度任用職員とか、非正規の方の割合が増えているとか、そういうことにはなっ
ていないのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 技能職といいますのは、学校の用務員でありますとか、調理員と
か、そういった方の職でございます。

それから、こども園の移行に伴いましてということでございますが、これにつきましては
非正規の方も含めまして、こども園の運営に携わっていただいておりますということでござい
ますので、その辺の人数も確保しながら運営をいただいておりますという認識でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 本町の職員数を令和6年度の当初予算の資料で見ますと441人とい
うことになっております。その中で、会計年度任用職員が241人ということで、正職員が
200人ということになってるわけでございますけれども、任用職員というのは不安定雇用で、
非正規職員ということになるわけで、正職員と比べましても、やはり待遇の面では非常に劣
るといいますか悪いわけでございます。441人という職員数にしておるわけでありましか
ら、それだけの職員が要るんだという前提に立てば、本来は必要な人数は正職員でしっかり
採用するというのが基本だと思うんですが、地方自治体が、今、全国的にも問題になってお
ります非正規の働き方の問題からすれば、率先して解消するというように取り組むべき立場
にあると思うんです。あわせて、職員数の確保という立場からすれば、当然、441人とい
うのが職員数でございますので、基本的にはこの方を正職員としてしっかり採用して、事務
執行をやっていくというのが本来の考え方ではないかと思うんですけれども、その点について
伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 定数条例に定めますのは、正規のいわゆる常勤職員ということで、これはそれぞれの根拠法がありまして、それに基づいて算出をしておるということでございます。

議員お尋ねの441人を正規職員ということでございますが、これにつきましては、会計年度任用職員の制度につきましては、正規で実施をしていただく職員の補助的業務ということで認識をしておりますので、正規職員と、それから会計年度任用職員の双方で業務に当たっているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 会計年度職員は、補助的なことだということになっておるわけでございますけども、実際、441人のうちの半数以上が会計年度の補助的な職員になるわけでございます。やはり一つ一つ見れば、当然、必要な職員数というのはもっと増えるんじゃないかと思うんですけども、半分以上が補助的な職員となっているわけで、そういうことでは本当に責任持った業務ができるかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 正規職員は正規職員の業務がございますし、会計年度は会計年度の業務をいただいておりますという認識でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第4号 京丹波町職員定数条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されております条例改正は、職員の定数を変更するためのものですが、提案理由は、職員の適正な定員管理に努めるため、現行条例の全部の改正を行うものとして提案されています。現在の職員数288人を282人に改めるものとなっております。

令和6年度の当初予算書では、正職員が200人、会計年度任用職員が241人で、職員

数は総括で４４１人となっております。職員の半数以上が会計年度任用職員となっております。会計年度任用職員は、勤勉手当の支給など一定改善はされてきておりますが、フルタイムとパートでも格差があることや雇用も不安定です。地方自治体が非正規雇用をなくす立場でありながら、職員の半数以上を非正規で雇用する現在の実態は異常と言えます。改善すべきと考えます。一時的に必要な人数は会計年度任用職員として雇用すべきです。必要な住民サービスができる人数を適正な規模として定数を定めるべきと考えます。

この点を指摘して反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４号を採決します。

議案第４号 京丹波町職員定数条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１０、議案第５号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第１０、議案第５号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第５号を採決します。

議案第５号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１１、議案第６号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第１１、議案第６号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第６号を採決します。

議案第６号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

《日程第１２、議案第７号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第１２、議案第７号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回の条例は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料の改定を行うものとしています。今回の改正で低所得者層の軽減でありますとか所得階層の段階を16段階にして、よりきめ細かな保険料設定ができるようにしているものでありますが、今回の保険料基準額は年間7万3,400円から7万500円へ2,900円引下げをしているわけではありますが、この保険料を設定した根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 保険料の設定の根拠でございますけれども、所得水準につきましては、令和5年12月現在の当初予算算定時の現在の被保険者の方々の所得の状況を確認させていただきまして、それを何段階かに分配をするような形で幾つかのシミュレーションを行わせていただきました。それとあわせまして、先日も予算委員会のご説明をさせていただきましたけれども、令和5年度末の基金残高を約2億7,000万円というふうに見込んでおりまして、そのうちの3分の1を今回第9期の3年間で活用させていただくということを想定させていただいております。そういった基金の9,000万円を活用するということを組み込んで被保険者の段階を16段階と設定しましたときにこういった算出の金額となりましたので、年間基準額を7万500円というように設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 今、答弁いただきました。

2億7,000万円の3分の1を基金繰入れにするということで計算したということでありました。第8期の事業計画による基金の積上げ2億7,000万円のうち、第8期事業計画の下で積み上げた基金というのは幾らになっているかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） こちらも、先日の予算委員会のごときの答弁と繰り返しのようになってまいりますけれども、第8期の令和3年度、令和4年度で実際に積立てをさせていただきました基金が9,109万3,000円という状況となっております。また、今回、後ほど審議をいただきます3月の補正では、国等の交付金等が思ったより多く交付をされております。

して、そうした収支の調整の中で5, 439万1, 000円、令和5年度で積立てをするというように見込んでおりまして、第8期では合計、現時点の予算ベースでございますが、1億4, 548万4, 000円の積立てとなると見込んでおります。

しかしながら、そのうち6, 000万円余りは翌年度、国等の交付金の超過交付が見込まれておりますので、6, 000万円余り返還をするということを見込んでおりまして、そういった中で、令和5年度末の基金残高は約2億7, 000万円、実質そうなるだろうというように見込んでおります。そのうちの9, 000万円を第9期で活用させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、ただいま提案をされております議案第7号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

今回の条例改正は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料を改定しております。今回の改定は、第5段階の保険料の基準額を年間7万500円とし、第8期保険料7万3, 400円と比較して年間2, 900円の引下げを行いました。また、介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯については公費投入による引下げがされました。また、課税層については、所得基準がさらに細分化されております。

介護保険料の算定は、保険給付費と地域支援事業費の介護給付費総額に対し、第1号被保険者が負担する割合、23%であります。23%の必要額から国や府、町からの収入を差し引いたものを保険料として必要な額としています。令和7年度、令和8年度の推移を見なければなりませんけれども、保険給付費と地域支援事業費の合計は、令和6年度単年度で見れば、5, 600万円、前年度対比で減となっております。

また、第8期、令和3年度、令和4年度、令和5年度の介護保険給付費準備基金は1億4, 548万4, 000円となっております。このうち、今もありましたように、6, 000万円は返還に必要だということでありましたが、差し引いても8, 500万円基金として残ります。これは保険料が高過ぎたということでもあります。

ただいま、課長の答弁では、9,000万円の基金を取崩し保険料設定したということでありました。令和6年度の介護保険特別会計予算は、基金を取り崩し、今ありましたが、2,400万円を繰り入れて予算を編成しておりますけれども、保険料の基本となる介護保険の給付費総額を第8期計画と比べて、年度ごとに、今回、令和6年度の予算でしたら5,600万円少なくなっております。こういう事態から見れば、もっと思い切った保険料引下げができたのではないかと考えます。

今回の介護保険料の引下げは、不十分であることを指摘をして反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○3番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第7号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法の施行などに伴い、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の開始に向けた所要の改正を行うものであり、この改正による介護保険制度の運用やサービスの質向上を目指しています。

第9期における保険料設定に当たり、介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要がある、保険料の所得段階設定は、第8期の11段階を16段階に多段階化し設定されています。また、第1段階から第3段階の低所得者層の乗率設定については、多段階化により生じた保険料財源を活用し、乗率を下げることで保険料の上昇を抑制することとされています。

なお、保険料の多段階化によって、制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部については、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用することなど、今後の低所得者の保険料上昇を抑制することが必要との趣旨から行うものであることから、議案第7号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第8号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第8号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 今回の条例改正は、指定地域密着型サービス事業の人員基準に関して、厚生労働省令で定める基準により関係条例の改正を行うとされております。4つの条例を一括して提案しておりますが、例えば、京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、第3条で従業者の員数を定めておりますけれども、その中身についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今ございました第3条関係の居宅介護支援等の事業の人員等に関する条例の改正についてでございます。第3条につきましては、利用者に当たりますケアマネジャーと言われる方の人員の基準を定めるものとなっております、ここで定めておりますのは、人員基準上は原則、要介護者の数に加えて、要支援者と言いまして軽度の方の利用の件数に対して3分の1を乗じた数を加えた数が44人ということが示されておりますが、その利用件数44人に対し1名の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーという方を配置するということが定められております。

また、同じく第3条の第3項のほうでは、一定の国保中央会というところのシステムを活用されましたり、また、事務職員を配置する居宅介護支援事業所につきましては、先ほど44人という数を申し上げましたが、利用者の数が49人に対しまして1名のケアマネジャーを配置するということが定められているという、そういった内容となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねしておきます。

第4条関係でございます。

66ページになるわけでございますけれども、この中で従業者の員数というのがありまして、第3条第2項で、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならないとなっております。今現在の条例から従業員数の状況と、今回、新たに改正される内容は、施設として必要な介護支援専門員を置かなければならないということになるわけでございますけれども、介護に関係する職員の確保が非常に難しいということも聞くわけでございますけれども、町内の施設においては、介護支援専門員を全て置いておるのか。今後置くということになれば、しっかりそういう専門員を確保できるのかどうか、その辺はどのように町としては考えておられるのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今、お尋ねのございました第4条関係の第3条第2項につきましては、指定居宅介護支援事業所と申しまして、町内の要介護の方のケアプランを作成されますケアマネジャーさんの事業所が軽度な要支援の方のケアプランを作成されます事業所の指定を受けられるときに必要な人員を定めているものでございます。

お尋ねのございました町内の介護の支援事業所の状況でございますが、現在は、居宅介護支援事業所は町内で7つの事業所に運営をいただいております。特別養護老人ホーム等を併設といいますか、そちらのほうの事業所に携わっておられる事業所もございますし、事業所の形態は様々でございますが、7つの事業所に運営いただいております。

また、本町では、地域包括支援センターのほうが必要支援の方、軽度の方のケアプランを作成させていただいております。現時点でケアマネジャーの方が充足をしているかといいますと、なかなか充足をしている状況ではございませんでして、どの事業者も人員の確保ということが課題になっておりますけれども、今回、町といたしましても、福祉人材確保対策事業という事業を一般会計のほうでさせていただいております。今後は要綱の改正をさせていただきまして、町内の事業所の職員さんがケアマネジャーの資格を取られる場合についても助成をさせていただけるような、そういった要綱改正を充実させていただきたいと考えております。そういった中で町のほうも支援をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 条例改正が実施されますと、当然、置かなければならないということになるんですけども、試行期間といいますか、専門員をすぐに置けないという場合もあるのかと思うんですけども、現時点では、7つの事業所では、介護支援専門員としては置いておるのか。ないところがあれば補充せんなんということになるわけでございますけども、猶予期間というのはあるのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 第4条関係の第3条のところで定めておりますのは、現在、居宅介護支援と言いまして、要介護の方のケアプランを作成いただくケアマネジャーを置いておられる、実際に運営をいただいている事業所が要支援のケアプランを作成します介護予防支援事業所の指定を受けられるときのための基準でございまして、現在は、そういった事業所が介護予防支援事業所の指定を希望されるのであれば、第3条が適用されることになるんですけども、現在も町内のケアマネジャーの事業所については必要なケアマネジャーは配置いただいております、基準等は満たしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第8号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

議案第8号は、4つの条例を一括して提案しております。いずれも厚生労働省の基準省令の改正を受けての規定の変更を行うとしております。その中の京丹波町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、ただいま課長から答弁もありましたけれども、第3条で従業者の員数を定めておりますが、介護支援専門員（ケアマネジャー）が担当する利用者の数が35人に1人と定めておりますが、今回、ケアマネジャーが担当する利用者の上限を引き上げ、35人を44人に改正するとしております。

また、事業所が電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49人まで増やすことができるとしています。これは、ケアマネジャーの負担を過大にするものであり、賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第9号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第9号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回、改正になっております第5条の関係でちょっとお尋ねしておきたいんですが、復職が見込めると判断される者については、2年を超えない範囲内で消防団活動の休止を認めることができるということに今回なっておるわけで、これに該当するような団員というのは何人ぐらい見込んでおられるのか伺っておきたいというように思います。

それから、広域出動加算額というのは、今回、年額3,000円ということになっておるわけでございますけども、広域出動という場合には京丹波町外に行くということなのか。広

域出動という範囲、それから要請についてはどういう場合に該当するのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現在の休団者数ですが、4人ということになっております。これにつきましては、令和6年度も継続の予定でございます。

それから、広域加算の考え方でございますが、これは支団単位でそれぞれ本部の団員がおられるんですが、本部の団員は、各支団のどこで災害とか火災等がありましても出動いただいていたということでございますので、そういった広域加算ということで、町外に行くものではございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 今、広域出動加算ということでお尋ねしたんですが、支団ということですので、旧町単位で出動した場合ということだと思んですけども、この範囲というのは、そうすると京丹波町消防団の幹部も当然それに該当するということなのか。支団の団員が対象ということになるのか。ちょっとその点もう一度お尋ねしておきます。

それから、休止の関係なんですけども、2年を超えない範囲でということになっておるわけでございますけども、逆に、2年を超えたときに復職といいますか消防団員としてまた所属した場合に、1か月でまた休止をせんなん場合が起こるとかそういうこともあると思うんですけども、そういう場合でもこの条例の範囲の中に該当するのかどうか、もう一度伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 出動範囲につきましては、幹部につきましては、それぞれ支団単位でお世話になっておりますし、団長、副団長については、町内どこであっても出動いただいております。

それから、休団が2年を超えるとという仮定のお話だったと思いますが、これについてはそれぞれご本人さんの仕事の都合でありましたり、そういったこともありますので、それはその都度判断をしていくということでございますが、これまではこういった2年という基準もなかったということでございますので、改めて明記をさせていただいて、皆さんに周知をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） ただいま提案されている議案第9号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をします。

近年、全国的に自然災害が多発化、激甚化しており、本町においても例外ではない状況の中で、地域防災の中核を担う消防団に対する期待は非常に大きいものがあります。

また、火災や自然災害の対応のみならず、平時の防災啓発活動や行方不明者の搜索活動など消防団の役割は多様化しており、それらの活動に尽力されている消防団員のご苦勞に報いるため、昨年度改定された年額報酬に続き、団員の処遇を改善するため、1日当たり8,000円が支給される出動報酬の創設が提案されています。出動時間が1日に満たない場合、1時間当たり1,000円を基準とする支払い区分を定められ、これまで分団に支払っていたものを個人への支払いとし、活動実績が確認できない場合は支払いは行わないなど、消防活動に対しての意欲が低下せず士気向上が図れると思います。

以上のことから、私の本議案に対する賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15 議案第10号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第10号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 今回の提案は、提案理由にもありますように、政令の改正に伴い所要の改正を行うということになっておるわけでございます。特に、災害に対する補償額ということになっておりまして、8,900円を今回9,100円ということになるわけでございますけれども、具体的にこれまでこの条例に基づく支払いをしたという実績についてはあるのかなのか、伺っておきたいというように思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 本件の実績については、ございますという答弁になります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 合併後ということになると思うんですけども、これに該当するというのは何件ぐらいあったのかお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 私が今持っておる数字で言いますと1件でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第11号 京丹波町地域公共交通計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第16、議案第11号 京丹波町地域公共交通計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 提案になっております京丹波町地域公共交通計画についてお尋ねをしておきたいと思います。

5年間の地域計画ということでございますけども、今、JRが撤退をして民間の業者が沿線を走っていただくということになっておるわけで、特にその中で、この計画書の中でもいろいろ出てきておるわけでございます。1点は、55ページで地域公共交通への公的資金投入額ということであるわけでございますけども、現況から将来5年後の状況ということで、それぞれ人件費や燃料費の高騰により1.18倍の費用の増加を想定しているということになっておるわけでございます。当然、費用についての負担というのは自治体が負担するということになるのかと思うんですけども、この場合については、国、府、沿線で負担をするという解釈でいいのかどうか1点伺っておきたいと思います。56ページについても、人口減とかそういうことも書いてあるわけでございますけども、その点を伺っておきたいと思います。

もう1点は、人口減少により利用が減っていくといいますが、そうなりますと、民間の業者としては採算が合わないということになれば、5年間は絶対に撤退しないということでこの計画としてはされておるんだと思うんですけども、そういう想定というのは全く心配しなくていいということなのか1点伺っておきたいというように思います。

それから、58ページに、生活環境の変化に合わせた地域公共交通をつくるということで、

取組内容ということでそれぞれ１、２、３とあるわけでございます。その中の１－③で、キャッシュレス化、デジタル化に向けた協議・検討ということになっておりまして、ＪＲ山陰本線沿線地域公共交通活性化協議会において、下山駅から山家駅間の交通系ＩＣカードシステムの導入に向けて取り組んでいるということになってるんですけども、なかなかそういう負担の問題もあって難しいということも聞くわけでございます。例えば、この沿線の中で、和知駅が１つの起点にはなると言うんですけども、和知駅を優先的にＩＣカードシステムを導入するとかそういうようなことで、いろんな町外の方がそれを利用するというような考え方というのはないのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、１点目でございます。

費用負担の関係でございますけども、まず、国、それから府が補助金を打っていただきまして、その残りを各沿線市町が負担をしていくというような考えでございます。

それから、２点目でございますけども、５年間は撤退をしないのかということでございますが、ここは計画どおりにそれぞれ利用促進を図っていきまして、撤退のないように町としても支援を沿線市町と協力していくという考えでございます。

それから、キャッシュレス化でございますけども、胡麻駅以北の各駅にキャッシュレス化が導入されるのが望ましいところではございますけども、まずは和知駅、今、駅員さんも配置いただいておりますので、そういったところから始めて、要望によって導入をいただけるように呼びかけをさせていただくという考えもあろうかと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） 今のキャッシュレス化の関係ですけども、この機械を導入をするという費用が当然ついて回るわけで、その費用をＪＲが負担ということになれば、なかなか難しいということも聞くんですけども、沿線自治体が負担をしてやるとか、本町も一定負担をして設置するとか、そういうような考え方というのはどうなのか伺っておきたいと思います。

それから、６０ページのことでお尋ねしておきたいと思うんですけども、ドアｔｏドアということで、デマンドの取組を令和６年度からやるということになっておるわけでございます。実施時期というところを見ておきますと、令和６年度、令和７年度が和知地区での支援を維持・拡大ということで、令和６年度の後半から瑞穂や丹波地域での導入検討となっておるわけでございますけども、和知のデマンドの実証実験の結果、例えば半年の時点で一旦そ

ういうデマンドの実証実験の結果を取りまとめて、それに基づいて瑞穂や丹波地区での導入、
こういように進んでいこうという考え方なのか。1年、2年、和知の状況を見て瑞穂、丹
波での導入というような考え方に立つのか。その点について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） キャッシュレス化の費用負担等の考え方でございますけども、
これにつきましては山陰本線沿線の協議会もございまして、そういった連携の協議会があり
ますので、そういったところとも協議しながら進めていくということになろうかと思ってお
ります。

それと、デマンドの考え方でございますが、60ページでございます。来年度から和知地
区の実証を進めるわけでございますけども、並行して他地域に横展開できるかというのは考
えていく。その中で、実証の課題等を洗い出しながら他地区への取組というのを進めていく
中で、改めて実施する期間を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号、京丹波町地域公共交通計画の策定について、原案のとおり決することに賛
成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第12号 京丹波町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健

康診査等実施計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、議案第12号 京丹波町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

今回、議案第12号の第3期、第4期の計画については、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。この間の運営の方法とか、また見直しとか、そういった計画はあるのかどうか、その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案の計画書の2ページをご覧いただきたいと思います。

計画の期間というふうにしております。6年間、期間中は毎年PDCAサイクルに沿って事業効果の測定と評価を行うということにしております。また、3年後、令和8年度に計画の実施に関する中間評価を行うということにしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） こうして記載されているんですが、計画についての中間評価をされての変更とか見直しとかあるのか。その点お伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 第2期の計画におきましても、計画策定当初に比べて情勢も変わってきております。その中で、今回の計画も3年後には情勢も変わろうかと思っております、そのときそのときに合った見直しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 22ページの関係でお尋ねしとくんですが、ここでは健診の結果説明会の関係で記載があるんですけども、「そのため、実施形態を令和元年度以前の健診結果通知とあわせた結果説明会に戻すかなど、評価指標を含めて、令和5年度の実施結果を

受けて検討することとします」となっております。令和５年度も終わるんですけども、この実施結果を受けて検討はされて、令和６年度の方角というのは決まっておるのか伺っておきたいと思います。

それから４８ページの関係ですが、健診受診の有無における医療費の差ということで、健診受診者と未受診者における医療費の違いが非常に大きいということになってここに記載があるんですけども、「このことから、健診を受診することの大切さを啓発していきます」ということになっとるんですけど、具体的にはどのような取組を考えておるのか伺っておきたいというように思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず、２２ページの件ですが、第３期計画、今回、議決をいただいたら令和６年度からの計画として決定するわけなんですけど、決定後すぐに令和６年度以降の結果返しの体制についても、健康推進課と協議をし取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、４８ページです。

健診受診者と未受診者を比較すると年間医療費がかなり差があるということで、やはり健診を受けることの大切さというのをしっかり啓発していくことが大事だと思っております。その中で、健診を受ける方を増やしていく。ひいては、医療を受ける必要のない方を増やしていく。そして、皆さんが健康になっていただくということで取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○９番（山田 均君） ２２ページの関係なんですけど、令和６年度に向けてということで、ここでも指摘がされているように、コロナ禍の中で郵送とかそういうことをしたということで、非常にそういう結果返しの関係では悪くなったという数字を示されておるわけですが、やっぱりそういう点では、以前のように戻していくということだと思えます。具体的に明確にそういう結果が出ておれば、当然、結果返しについては、集落単位とか細かくやっていくということが非常に大事だと思うんですけども、そういうことと併せて、健診会場についても、アンケートなんかでは会場が遠くなって高齢で行けないというのもあったようでございますし、やはりきめ細かく健診をやっていくということが非常に大事だと思うんですけども、その辺の見解も併せて伺っておきたいというように思います。

それから、５８ページに、健康課題のまとめ対策ということで、高血圧の関係、糖尿病、関節疾患の急増、働き盛り世代の生活習慣の乱れということで、それぞれそこに記載があるわけでございますけども、本町の中で、やっぱり健康というのが一番基本にあると思うんですけども、具体的にそういう健診をしっかりとやって、それでチェックをするということだと思うんです。個々に通知をしたり、再検査の必要な人についてもしっかりとフォローしていくということが大事だと思うんですけども、この計画では、具体的にそういった取組というのは何か考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 健診を受けていただく、それから結果をご覧いただいて、保健指導をしっかりと受けていただいて、疾病がある方は診療をいただいて健康になっていただくということで、しっかりと啓発をして健診を受けていただくのと、保健指導をしっかりと受けていただくということを推進していきたいというふうに思っております。

それから、健康課題の関係も、今までのデータを基にそれぞれ取り組んでいくわけですが、特に検査を受けられない方、それから、受けても指導が必要な方として対象として挙げた方については、しっかりと通知をして治療をしていただくように取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第１２号を採決します。

議案第１２号 京丹波町国民健康保険第３期データヘルス計画・第４期特定健康診査等実施計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第13号 第4期京丹波町障害者基本計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議案第13号 第4期京丹波町障害者基本計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 45ページと71ページに関係すると思うんですけども、居住支援サービスの充実ということで、「障害のある人が地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、グループホームの設置促進等を検討していきます」ということに45ページにはなっておるわけですが、地域での暮らしを推進するサービスや支援の充実というところでございます。

71ページでは、障害者福祉サービス等の見込みと確保方策という中の居住系サービスというところにグループホーム（共同生活援助）というところにあって、見込み量の確保方策ということで、障害のある人の円滑な地域生活への移行に向けて、自立生活援助に関する必要な情報の提供、サービスの提供支援に努めますということで、共同生活援助（グループホーム）については、サービス事業所との連携を促進するとともに、ニーズに応じた設置促進を含めた提供体制の確保について検討しますということになっておるわけですが。具体的に、町としてグループホームの設置に向けた取組等についてもやってるわけですが、この計画の中でグループホームの位置づけというのはどのようにされているのか。もう一度伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 障害者グループホームの設置に関してですけれども、要望団体のほうから上げていただきまして、現在も設置に向けたといいますか、設置が可能であるかどうかという点も含めまして検討を進めているところでございます。

この計画の中での位置づけにつきましては、今、山田議員が言っていただきました45ページなり71ページに記載をさせていただいてるとおりでございますけれども、今年度におきまして、一般会計のほうで計上しております福祉懇話会事業という事業がございまして、予算につきましては少額の事業でございますけれども、そういった中で、関心を持たれてい

る事業所さんですとか要望いただいた団体さんとも一緒に意見交換を継続をさせていただいております。

また、来年度以降も、そういった意見交換を継続していく中で、グループホームの設置促進ですとか可能性があるかどうか含めまして検討を続けていきたいというように考えております。現時点では以上のような状況となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 実態はよく知ってもらってるとおりだと思うんですけども、特に親の世代が高齢化になって、本当に将来の子どもに対する不安も持っておられるわけですし、親の会の方に聞いておりますと、アンケートも取ったんやというような話も聞いております。本当にせっぱ詰まった状況も聞くわけでございます。町としてはめどを持って、例えば何年にはそこまで進んでいくというようなそういう設定を持って取り組んでいく必要があると思うんですけども、今のままの状況で進行しますと、どうしても親が高齢でだめだという場合には、町外の施設へ入るといってもどんどん起こっていくわけでありますので、町内にそういう施設ができれば、早くお世話になりたいという方もおられるわけですので、その辺、町としてはもう少し具体的な目標設定を持って取り組んでいくべきだと思うんですけども、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） グループホームの整備要望に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、意見交換なり他市のグループホームの視察にも行かせていただいたりということで、町として何ができるかというところを検討させていただいているところでございます。今、山田議員のほうからございました、一定スケジュール感を持ってというふうにおっしゃっていただきまして、こちらといたしましても、親の会さんがせっぱ詰まった状況におられるということは十分承知をしておるんですけども、やはり設置をした後の運営体制の維持ですとか人材の確保、それから設置をさせていただいた後に、やはりグループホームが定員いっぱい利用いただくことで運営も順調に推移していくと考えておりますので、そういった利用の意向を示しておられます方の意向等の把握、いろんなことを検討していく中で、実現に向けて進めていくことが必要であると考えております。

また、次年度以降の意見交換等を含めまして、スケジュール感が持てるかどうか、そういったことも含めて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 町としての考え方としてはそうかと思うんですけども、要するに、事業主体といいますか、どこが中心になるかということがはっきりしてないのではなかなか前に進まないということもあろうかと思うんです。いわゆるそういう事業所が中心になってやるということになるのか。いやいや、そういう関係者、親の会などが中心になってやるのかというその辺をもう少しはっきりして前へ進めていかんと、なかなか思い切って進めないというふうには感じるんですけども、その辺について町として相談に乗ったり、援助したり、どういう事業所がやるのか、親の会がやるのかというあたり、有志の人がやるのか、その辺もあろうかと思うんです。もう少しその辺を積み上げていかんと、なかなか前が見えてこないなというふうを感じるんですけども、その辺についての考え方といいますか、見解があれば伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 確かにおっしゃっていただきましたとおり、どこが事業主体となるかというところが一番ネックになろうかと思っております。

ただ、一方で、町内にもほかの法人さんで実際グループホームを運営いただいているところもございますので、そういったところがある中で、町がどれぐらいのご支援といいますか運営の協力ができるかというところは、非常に平等性といいますか、そういったことも検討していかなければならないと考えております。

繰り返しとなりますが、町がどこまでそういう支援ができるかとか、どういったところが事業主体になっていただける可能性があるかとか、そういったことも含めて、次年度以降も継続して調査研究していまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号 第4期京丹波町障害者基本計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時55分とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第19、議案第14号 京丹波町自殺対策第2次計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第19、議案第14号 京丹波町自殺対策第2次計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 2点ほどお尋ねをしておきたいと思います。

24ページでございますが、今後求められる子ども・若者向けの自殺対策ということで、それぞれ%が記載をされておるわけでございます。「これらが上位2つで、次いで「ネット上での誹謗中傷に関する対策」が51.2%」ということであるわけでございますけども、具体的に、ネット上での誹謗中傷に対する対策というのはなかなか難しいし、何か具体的な対策というのは1つの市町村では無理かと思うんですけども、そういう対策に対する見解といたしますか考え方を伺っておきたいと思います。

それから、33ページで、適切な受診のための支援というところで、「町民意識調査の結果において、今後求められる自殺対策として、適切な精神科医療体制の整備は上位3つのうちの1つです」となっておりますが、上位1、2というのはどこかに記載はあると思うんですけども、ちょっと分からなかったのので、記載がある場所が分かればお尋ねしておきたいということと、精神科医療体制の整備ということについて、整備についての考え方をお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） ネット上での誹謗中傷に関する対策ということでございますけども、子ども・若者向けということでもありますので、教育委員会が持つ分野かなというふうに思いますので、答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

I C T推進会議というものを教育委員会では学校の先生方と合わせて会議を毎月1回させていただいております。その中でいろんな研修もしております、子どもたち、児童生徒に対する情報モラル教室ということのを年に少なくとも一度させていただいて、ネット上での誹謗中傷をメインとした研修をさせていただいてるところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 先ほどお尋ねの33ページにございます適切な受診のための支援ということで、上位3つのうち、ほか2つでございますが、23ページのほうに書いてございます。適切な精神科受診ということなんですけれども、こういった体制につきましても、相談を通じまして、今後、引き続きご案内でありますとか相談支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） ちょっと分からなかったもので、もう一度お尋ねするんですが、町民意識調査の結果ということで、上位1、2というのはどういう項目であったのかということ。今は、上位3つのうちの1つということで適切な精神科医療体制の整備ということになっておるんですけども、この考え方は、京丹波町病院などに精神科医の体制を整備するということなのか。もう少し広い範囲で、中部広域とかそういうような近隣の総合病院との関係も含めて、この適切な精神科医療体制の整備というのはそういう考え方なのか。もう一度伺っておきたいと思います。上位3つのうち1つですけども、あと2つはどのような内容であったのか、改めてお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 隣の22ページのほうをご覧くださいと思います。

今後求められる自殺対策ということで、地域やコミュニティを通じた見守り・支え合いが43.5%と1位となっております。様々な悩みに対応した相談窓口の設置が41.6%、

これが2位となっております。次いで、適切な精神科医療体制の整備となっております。

それで、また33ページのほうに戻っていただきまして、そういった支援体制とか相談窓口等につきましては、一番身近にございますのは保健師でございます。それと、月に2回、こころの健康相談という相談窓口を専門の精神保健福祉士の方に来ていただきまして、そういった相談窓口のほうも開設をしております。あと、随時、相談もさせていただく中で、こういった支援が必要かということは、関係者それぞれ相談しながら適切な専門の精神科医でありますとか相談機関のほうに改めてつなぐなど対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町自殺対策第2次計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（梅原好範君） 日程第20、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねしておきます。

この施設の中で、それぞれグリーンランドみずほ株式会社が管理をしているということだ
と思うんですけども、特用林産物等流通販売施設というのはどういう施設なのか。また、こ
の施設の利用というのはどういう形になっているのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 特用林産物の施設につきましては、道の駅「瑞穂の里・さら
びき」の施設でございます。運用につきましては、ご承知のとおりかもしれませんが、農産
物、また加工品等の販売を行って、ご来場いただく皆様への販売をしているというものでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねするんですけども、この中に研修施設というのがあると思
うんですけども、文化研修センターあかまつではなしに、会議などができるところでござい
ますけども、その施設はどこに入るのか。かがやき広場とガーデンロッジ施設の間にある施
設と思うんですけども、それはこの施設名の中にはないのかどうか伺っておきたいと思いま
す。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 研修施設につきましては、議案第16号にございますマスタ
ーズハウスの中でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 21、議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（梅原好範君） 日程第 21、議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9 番（山田 均君） 先ほど議案第 15 号でもお尋ねしたんですが、ここにあります農畜産物処理加工施設ということになるのかもしれませんが、その施設の利用というのはどのような状況に今なっているのか。1 点お尋ねをしておきたいというように思います。

それから、市民農園の関係なんですけど、ここでは 100 区画ということになっておるんですが、実際は、100 区画があって、そのうち 30 区画が利用できるという状況になっておるのかどうか、併せて伺っておきたいということ。

それから、この施設ができてから相当年月がたっておりますので、市民農園の土質が非常に悪かったわけでございますけども、長い間の中で改良がされてきたと思うんです。具体的には 23 名が使用されているということでございますけども、どういう方、町内外の方もあると思うんですけども、分かればその内容について伺っておきたい。また、契約年度は 1 年ごとなのか。何年かを期間としておるのか。それについても併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず 1 点目、マスターズハウスの農畜産物施設につきましては、指定管理者でございますグリーンランドみずほ株式会社から、基本協定第 7 条に基づきまして、再委託をして農産物加工会社が主要運用しているというところでございます。

それから、市民農園につきましては、設置当時 100 区画としておりましたが、その面積は変えぬままに再整備をいたしまして、使い勝手をよくし、30 区画として 23 名の方にご利用いただいておりますという状況でございます。

それから、利用者につきましては、今手元に細かな数値はございませんけれども、多くは町外の方がご利用いただき、また一部は町内の方もご利用いただいているというふうに伺っておりますけれども、契約については複数年の契約をされているということでございますが、詳細につきましては手元にはございません。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） そうしますと、市民農園、施設の内容ですので、実態に合わせて30画とするのが当然ではないかと思うんですけども、わざわざ100区画としてここにあるのは変更ができてないということなのかどうか。

それから、もう一つは、農畜産物処理加工施設の関係ですが、再委託をしているということでございますけれども、再委託というのは町としては認めておるということなのかどうか。ほかの施設については、こういうことは採択できるということになるのかどうか、併せて伺っておきたいということと、町の施設ですので、再委託しておる相手方についても、当然、町も確認をして利用料などについてもちゃんと確認をされているのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 市民農園の100区画の関係でございますけれども、この議案にもありますとおり、現在、新たなグリーンランドみずほ全体の運営につきましての検討に入る2年間としてございますので、その間に修正といったところにつなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、再委託の関係ですけれども、指定管理の基本協定の条文の中に、町長が認める場合に再委託することができるとなってございまして、この指定管理の仕様、例えば農産物の加工をして流通をし、また経済につなげるといったような主目的がございまして、その目的に合致するものにつきましては、町長が認める場合に再委託ができるという条文がございまして、この条文を適用しているということでございます。

また、相手先につきましても、今もありましたとおりグリーンランドみずほから報告がございまして、町の中で検討し、最適というふうに考えているということで把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第17号 令和6年度京丹波町一般会計予算～日程第37、議案第32号 令和6年度京丹波町下水道事業会計予算》

○議長（梅原好範君） 日程第22、議案第17号 令和6年度京丹波町一般会計予算から、日程第37、議案第32号 令和6年度京丹波町下水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

隅山委員長。

○予算特別委員会委員長（隅山卓夫君） それでは、去る3月14日及び15日に開催いたしました予算特別委員会の審査結果について、ご報告をいたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員としてお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましては、ご承知いただいておりますので、省略をいたしまして、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

- 議案第 17 号 令和 6 年度京丹波町一般会計予算、原案可決であります。
- 議案第 18 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。
- 議案第 19 号 令和 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。
- 議案第 20 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決です。
- 議案第 21 号 令和 6 年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。
- 議案第 22 号 令和 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決です。
- 議案第 23 号 令和 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第 24 号 令和 6 年度京丹波町須知財産区特別特別会計予算、原案可決。
- 議案第 25 号 令和 6 年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 26 号 令和 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 27 号 令和 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 28 号 令和 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 29 号 令和 6 年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 30 号 令和 6 年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。
- 議案第 31 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。
- 議案第 32 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計予算、原案可決でございます。

なお、手元に、議長宛て送付をいたしました委員会審査報告書を配付していただいておりますので、ご確認の上、よろしくお願いをいたします。

以上で、審査結果の報告を終了します。

○議長（梅原好範君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第 17 号 令和 6 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9 番（山田 均君） ただいま提案されております議案第 17 号 令和 6 年度京丹波町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

令和 6 年度京丹波町一般会計予算は、前年度比 1.7% 増の総額 112 億 3,300 万円の予算が幸せのまちづくりが芽吹く予算として提案されました。昨年は、幸せのまちづくりへの見える化予算、畠中町政 3 年目となる本年度は、幸せのまちづくりが芽吹く予算として

提案をされました。

国のデジタル化に対応した窓口のＡＩ化で、書かない窓口、行かない窓口を目指すとして窓口のデジタル化を推進する計画です。デジタル化の推進のためにデジタル政策課を新設しましたが、必要なのはデジタル化になじめない不得意な町民に寄り添い対策を先に行うべきです。そして、まちづくりを３つの柱として、健やかで幸せの食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町に行財政基盤の確立も取り組むことが提案されています。少子高齢化が進む本町のまちづくりの方向をデジタル化とタウンプロモーション戦略として京丹波町の特徴や魅力、資源を広く総合的にＰＲすることで、町の知名度アップや注目度を上げることが畠中町政の大きな目標として推進する予算と言えます。もちろん、これまでの課題への取組も予算化をされておりますが、デジタル化とタウンプロモーション戦略を町政の中心に据えて、幸せのまちづくりが芽吹く予算としておりますが、町政の主役は町民でなく、外需、外向きになっています。その１つが費用が収入の倍も必要なボトルウオーターの製造販売です。自治体が、しかも公営企業会計で赤字を前提にした事業を提案されましたが、町民不在そのものです。畠中町長は、当選後の取材で、人口減少や過疎化などへの切迫した危機感が山間部の有権者に伝わり、評価されたのではないかと勝因を述べておられます。そして、町の将来像は、子どもとお年寄りが安心して暮らせる町にする。農林業が基幹産業として重要性を増すことができるよう魅力を引き出される町にしたい。こう述べられております。高齢化が４５．５％の京丹波町で、町政のデジタル化とタウンプロモーション戦略として横文字で表示して、町外にアピールして、認知度を高めようとされております。子ども・お年寄りが安心して暮らせる町にすると町の将来像として表明されましたが、令和６年度予算を様々な事業が芽吹く予算として位置づけされておりますが、高齢化率が４５．５％の京丹波町で、デジタル化やタウンプロモーション戦略が主役ではなく、人間らしい温かさを大切に、住み続けたい町、住んでよかった町、住みやすい町になるよう先を見据えてしっかりかじを取っていくべきです。町民を町政の主軸、中心に置いた予算編成ではなく、外向きの町政運営を進めることになっている点を指摘するものです。

予算審議の中で、若い職員の提案を何とかしてやりたいと説明をされました。提案を大事にしながら、その提案を修正したり指導するなどチェックするのが町長の責任と仕事です。活性化や地域再生につながるよう一つ一つの事業が住民の暮らしを高め、安心して暮らせるまちづくりにつながるよう指導すべき役割と責任があります。再検討すべきであります。

さらに、指摘しておきたいのは政治姿勢です。

１月１日に起きた能登半島地震を受けて、住民の命を守ることを最優先にした対策になっ

ているのか。その重い責任が町長にはあります。緊急時における高齢化世帯への情報伝達の方法、大飯原発から30キロ圏内に位置する本町の住民の避難方法の再点検が必要なことは明らかです。大本である原発の停止、廃炉を求めるのではなく、今取り得る最良の発電方法は原発であると思っているので、廃炉とは表明できないと答弁をされました。原発は、一旦事故が起きればどうなるのか。福島例を見れば明らかです。全ての原発を止めても何の問題もなく電気は賄えたこと。原発は、トイレのないマンションと言われるように、最終処分の方法も見つかっていません。人類とは共存できないのです。住民の不安解消、命を守るためにも廃炉を求めるべきです。

また、農林・農業後継者、担い手確保は地域を存続させることです。地域は待ったなしの状況にあります。思い切った対策と取組を行うべきです。先進事例をもっと研究すべきです。周辺部ほど厳しい状況にあります。急激に人口が減少してきております。もっと周辺部と町民の暮らしに目を向けるべきです。この点を強く指摘するものです。

教育と子育ての町として子育て世代への支援をさらに前に進めるべきです。高校生の医療費助成を府下で何市町村が実施していることを強調するのではなく、全国や府下の市町村で現金給付を実施している方法も学び、本町でも実施すべきです。また、学校給食費や保育所の費用など子育て世帯の負担軽減にももっと取り組むべきです。このことを強く求めるものであります。今、求められるのは、物価高騰対策など暮らしを支える対策です。令和6年度予算には住民要望も予算化されており、前進面は当然評価するものです。また、教育関係でも事業の拡充がされております。必要な施策としてさらに充実を求めるものです。特に、地域の宝（人材・文化財）の取組が必要ですが、旧須知小学校の校舎は歴史的にも文化的にも価値があるものです。もっと生かすべきです。

こうした点を指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○6番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第17号 令和6年度京丹波町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度一般会計予算は、畠中町政がスタートして3回目の予算編成となります。令和4年度が幸せのまちづくりへのスタートアップ予算、令和5年度が幸せのまちづくりへの見える化予算、そしていよいよ6年度は、幸せのまちづくりが芽吹く予算と銘打ち、112億3,300万円が上程をされました。

その予算の組立てにつきましては、3本の柱から成り立っております。1本目の柱は健や

かで幸せな食の町、2本目は教育と子育ての町、そして3本目の柱は人のふれあいを感じる町と、以上3本の柱から成り立っております。

まず、1本目の柱であります。

健やかで幸せな食のまちづくり予算につきましては、心も体も健康に暮らせる、その実現の源は食にあるとして、本町の持つ食の魅力を最大限生かしたまちづくりに積極的に取り組むべく、令和5年度にフードバレー協議会を立ち上げ、農業、観光、産業が連携した食の町・京丹波を推進するための新規事業、また既存事業の拡充を図り、積極的に推進しようとしております。

具体的には、歴史的にも古くから本町で栽培され、また地質的にも適した林産物である栗に焦点を当て、さらなる栽培面積の拡大や加工品の開発を見据えた予算が拡充をされております。

2本目の教育と子育てのまちづくり予算につきましては、まちづくりは人づくりの観点から、町内子どもたちの教育環境の改善に多く予算が振り分けられております。令和6年度新規事業として、瑞穂保健福祉センター内にこども家庭センターが新たに設置され、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談窓口が充実することとなります。

また、昨今の異常気象に伴い、児童や生徒の健康保持と防災拠点整備の観点から、蒲生野中学校の体育館に空調設備の整備のための調査事業を盛り込んだり、また、町内全ての小中学校に冷房機器の導入が図られようとしております。

また、地域の歴史学を学べる環境整備として、町内山城に注目した現地ツアーや地域学芸員育成等にも取り組まれる予算となっております。

3本目の柱である人のふれあいを感じるまちづくり予算につきましては、本町の持つ魅力や資源を外に向けて、タウンプロモーションの取組を通じ、総合的にPRする取組として京丹波町ファンクラブの拡充や観光パンフレットの刷新、グリーンランドみずほのガーデンロッジを交流拠点施設にリニューアルしたり、和知の道の駅「和」の空調設備の改修など、交流人口の増加を目指した取組が計画をされております。

また、新たに、今後の外出支援には極めて有効かつ期待の持てますデマンドタクシー導入に向けた実証実験を和知地内でスタートされます。この実証実験を踏まえて、今後、全町に拡充をされることが期待される事業であります。

以上のほかにも、新規あるいは拡充された事業が多く盛り込まれておりますが、町民の安心安全な生活を維持するための基盤強化とともに、今後、町外からも多くの人を呼び込む施策も充実している令和6年度予算は、まさに幸せのまちづくりが芽吹く予算であると確信し、

賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。

議案第 17 号から議案第 32 号の表決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 17 号 令和 6 年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決すること
に賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10 番（東まさ子君） それでは、議案第 18 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険制度は、2018 年度の都道府県単位化により、京都府が財政運営の責任の主体となりました。京丹波町の国保税は、毎年、府から示される納付金によって決められます。令和 6 年度の国保税は据置きとなりましたが、国保は、他の医療保険に比べて負担が重い制度であります。国民健康保険は、国民皆保険の基盤であり、憲法第 25 条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を医療面から支える極めて重要な制度であります。年金生活者や非正規労働者、フリーランスなどが加入者の主体となり、収入が低く、病気にかかりやすい年代が集中していることから、保険税の負担が被用者保険に比べて極めて高いという構造的な問題を抱えております。所得に対する国保税負担は、協会けんぽの 2 倍となっております。暮らしを圧迫しております。

また、子どもが生まれると保険税が増える、傷病手当金がないなど被用者保険と大きな格差を抱えています。異常な物価高騰の折に子育て世帯等に高い保険税等を押しつける等認められません。子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税の軽減措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を国、府に要望すべきであります。

こうした構造的な問題の解決には、公費・国庫負担を増やす以外に抜本的な解決の道はありません。全国知事会は、1兆円規模の公費負担増によって協会けんぽ並みに保険税を引き下げるべきと要請してきましたが、住民の暮らしを守るために国庫負担の抜本的な増額が必要であります。

また、政府は、令和6年度12月2日から現行の紙の保険証を廃止し、マイナ保険証に統一しようとしています。個人情報へのひも付けにおいては大量の誤りが発覚し、医療現場でも混乱が続く中、国民の信頼はなくなっています。全国的には、マイナ保険証の利用は4%から5%となっております。国民にマイナンバーカードを作成する義務はありません。町長は、国と一緒にマイナ保険証への移行を推進する姿勢を改め、制度を中止し、紙の現行の保険証を存続させるよう求め、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま上程の議案第18号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本事業では、18億4,200万円が当初予算に計上され、私たち町民が必要な医療を均等に受けることができる国民皆保険制度を支える基盤となり、地域医療のセーフティネットとして役割を果たすべきものとなっております。

令和6年度は、昨年に引き続き、団塊の世代が75歳に達することにより、被保険者の大幅減少が見込まれる中で、財源不足による被保険者の税負担を考慮して税率は据え置き、財政調整基金からの繰入金で計上されたことを評価するものです。

これからも厳しい事業運営が続いていく中で、引き続き、国保財政安定のための財政支援強化を京都府や国に対して強く求めていると思います。

ただ、このような厳しい状況下の中で、今日まで町民の命と健康を守るため、特定健康診査事業の実施など疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていますと確信しています。

今後とも、医療費の適正化をはじめ国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待しています。

最後に1点、国が求める糖尿病性腎症重症化予防について調査いただき、取り組んでいただくことを強く求めて、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、議案第19号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

第9期となる令和6年度及び令和7年度の保険料の改定が行われました。保険料額は、被保険者全員に均一にかかる均等割額と被保険者の所得に応じてかかる所得割の合計額となり、被保険者一人ひとりに賦課されます。第9期保険料は、均等割が5万6,840円で、前年度比2,920円の増、所得割は10.95%で0.49%の増になります。町は、全世代型社会保障制度による保険料負担の増加と、団塊の世代の75歳到達により、被保険者が大幅に増加することによる医療費の増大などを見込み引上げ改定されたと説明がありました。

京都府後期高齢者医療広域連合は、国が進める全世代型社会保障の方針の下、次期保険料の大幅な引上げを決めました。高齢者の収入減少は、生活水準の低下や受診・診療の抑制にもつながります。物価は下がりず、年金は削減され、介護保険等の各種の負担は増え続ける。高齢者にこれ以上の負担を押しつけることは認められません。高齢者の収入減少は、生活水準の低下や受診抑制にもつながります。高齢者の暮らし、命、健康を守るために保険料の引上げは認められず、引下げこそ求められます。基金の使用をはじめあらゆる手だてを取り、保険料の引下げを広域連合に求めるとともに、窓口負担の2割化の撤回を国に求めて、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま提案されています議案第19号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

この予算は、歳入歳出それぞれ３億１，１００万円が計上されております。本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づき、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付する収支となっております。団塊世代が７５歳以上に達し、７５歳以上の高齢者が急増する時代に入っています。

本町では、後期高齢者を対象とした個別診断及び人間ドックの助成も継続され、高い健診受診率を誇る一方、限られた財源の中で、高齢者の疾病予防や重症化予防に対応する予算となっており、保健予防の対応がしっかりとされています。

今後においても、高齢者の疾病予防や重症化予防の取組を推進され、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図っていくことを期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第１９号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第１９号 令和６年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第１９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○１０番（東まさ子君） それでは、議案第２０号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

介護保険制度は３年に一度改正されます。政府は、２０００年の制度開始からこれまで、利用者の負担を増やし給付を減らす改悪を重ねております。サービスを利用する際の利用料は原則１割ですが、２割負担、３割負担が導入されました。そして、２０２４年４月１日より適用される介護報酬の公表がされました。それによりますと、訪問介護の基本方針は、身体介護、生活援助、通院の乗降介助とも、全て基本報酬引下げがされております。人件費率が７２．２％と言われる訪問介護で、基本報酬を引き下げれば、経営に大きく影響します。ヘルパーの人員不足は深刻で、求人倍率も１５倍を超えています。中山間地の本町にとって

本当に深刻であります。持続可能な地域社会に不可欠な訪問介護を保障するため、基本方針引下げの撤回を国に求めるとともに、全産業の平均より月 7 万円低いとされる介護職員の低賃金を改善するために、直接国費による賃金引上げの仕組みを提言すべきことを求めます。

さらに、毎年黒字を続けている介護保険特別会計について、保険料の引下げを求めてまいりました。第 8 期事業計画では保険料据置き、続く今回の第 9 期事業計画では、保険料の基準額を年間 7 万 5 0 0 円とし、年間 2, 9 0 0 円の引下げがされましたが、令和 6 年度、令和 7 年度、令和 8 年度の介護給付費総額が第 8 期計画との比較で毎年度 5, 6 0 0 万円程度低く済むのであれば、今回の保険料設定は不十分であり、賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○8 番（谷口勝巳君） ただいま上程されております議案第 2 0 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成の討論を行います。

まずは、今日まで、この事業は的確に運用されてきたことを高く評価いたします。

歳入では、介護保険料が 3 億 4, 5 0 0 万円となっております。保険料は、本年度から所得により 1 6 段階に区分されるなど配慮されており、その額は最低額 2 万 1 0 0 円から最高額 1 6 万 9, 2 0 0 円となっております。令和 6 年度の徴収対象者は 5, 6 1 2 人であります。

歳出は、保険給付費が 1 9 億 8, 6 0 0 万円となっており、事業内容では、介護保険サービス事業者によるきめ細かな委託サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されております。また、介護予防事業としては、多岐にわたる事業が行われており、利用者のよりどころとなっております。介護事業利用者はもちろん、家族にとっても介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっており、長寿社会にあってかけがえのない制度として確立しております。

本町におきましては、6 5 歳以上の高齢者人口は減少傾向にあるものの、高齢化比率は上昇傾向にあり、支えとなる若年層の減少などにより、今後、介護保険制度は安定的な運営がより重要となっています。町民のみんなが助け合い、この事業が持続的に継続的に運営されることを願い、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２０号 令和６年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号 令和６年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２１号 令和６年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２１号は 委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号 令和６年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２２号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２２号 令和６年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２２号は 委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号 令和６年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２３号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２３号 令和６年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。

まだ議案を残しておりますが、ただいまより暫時休憩に入ります。再開は１時１５分とします。

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 １時１５分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告します。

午前中に可決されました議案第１３号 第４期京丹波町障害者基本計画の策定についての表決の際におきまして、挙手全員と申し上げましたが、挙手多数の誤りでありましたので、訂正いたします。

次に、議案第２４号 令和６年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２４号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２４号 令和６年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号 令和６年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

これで討論を終わります。

これより議案第２５号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２５号 令和６年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号 令和６年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２６号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２６号 令和６年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号 令和６年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２７号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２７号 令和６年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号 令和６年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２８号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２８号 令和６年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号 令和６年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第２９号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第２９号 令和６年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号 令和６年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３０号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第３０号 令和６年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第３０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号 令和６年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○９番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第３１号 令和６年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して８年目の予算として提案されました。本町の水道事業は、本町が分水嶺の地域であることから、和知地域と丹波・瑞穂地域と２つの水系から取水をしております。丹波・瑞穂地域は、畑川ダムから

の取水が中心になってきております。丹波地域では、下山水源と合わせて9割の地域に給水をしております。畑川ダム建設の目的は、町内の開発団地などで5,000人も人口が増加をする。また、町内の11事業所と下山の工業団地で、合わせて日量5,000トンの増量要望がある。生活用水量や事業用水量を合わせると丹波・瑞穂地域だけで日量1万3,723立米が必要になる。こうしてしっかりした根拠も見通しも曖昧なままに下山に畑川ダムを建設しました。

結果として、水が必要とした町内の開発団地に人口5,000人増も、工業団地への工場新設も、町内で創業している企業への増量要望調査も希望を聞いただけで本当に正確性に欠けるものでした。しかも、丹波・瑞穂地域の人口も大幅に減少しており、当初の見通しや計画は大きく破綻をしているのに、既存の施設の維持管理に重点を置かず、ダム建設を最優先にお金も人も投入して推進してきたことから、漏水も多く発生しています。

結果として、畑川ダムを推進してきた為政者は誰も責任を取ることなく、結局は加入者である町民にその負担が押しつけられていくことになってきています。飲料水の水源は、畑川ダムに依存するのではなく、既存の施設を大事にして維持管理に重点を置くべきです。畑川ダムは洪水調整を目的にすべきであります。

当初予算では、ダム関連対策事業として、測量設計監理業務等委託料が本年も200万円計上されています。ダム周辺整備事業の協議、要望活動を積極的に行うことを施政方針で述べられていますが、少子高齢化が進む中で、多額の予算が必要となる施設が今町民にとって本当に必要な施設なのか。今必要なのは、自然とダム湖畔を生かした事業として維持管理経費や地元に負担をかけない事業とすべきです。町民が納得、合意できる事業を強く求めるものであります。

また、本議案には、歳出で、委託料として料金改定計画作成業務として1,160万円、水道事業ビジョン見直し業務として801万円、京丹波町タウンプロモーション戦略の一環としてボトルウォーター製造業務に234万6,000円などが提案されています。本町の水道料金は府下でも2番目に高い料金です。引上げは住民の暮らしに直撃します。これ以上の引上げは、まちづくりの上でも絶対に避けるべきです。水道ビジョンは、広域化をすることが目的であり認められません。また、ボトルウォーター製造業務に234万6,000円、販売収入が100万円では当初から赤字の計画で、具体的なことは何も決まっていない、こういう答弁がありました。まさしく町民不在そのものです。きっぱり中止すべきです。

水道事業は、公営企業法に基づく企業会計ですが、経営の基本は公共の福祉を増進するように運営されなければならないとなっています。本町は、高齢化率が45.5%と人口の約

半分が高齢者になっています。少子高齢化でひとり暮らしや高齢世帯が増加しています。現在の基本水量１０トンでは、使用しない水量の分まで料金として負担をしているのです。しかも、水道料金は府下で２番目に高い料金です。使用水量が５トン以下の戸数が全体の２８．５３％も占めています。この現実から見ても、５トンのランクを設けるべきであります。また、水道の閉栓・開栓手数料が１回３，０００円と高額で、府下の市町村でも特質な料金です。近隣市と比べても１０倍です。府下の市町で水道料金は２倍、手数料は１０倍です。公共料金が非常に高い。これは京丹波町の実態です。若者は町外に転出します。移住定住を推進してますが、公共料金が高くては移住のブレーキにもなります。見直しが必要であることを指摘するものです。飲料水は、生活になくてはならないものです。ですから、民間ではなく、自治体が責任を持って給水事業を行っているのです。水道事業は、住民が生活する上で必要不可欠のものです。しかし、今、進められようとしている水道事業の広域連携や共同化は、民営化に道を開く重大な問題です。水道事業は、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など多くの課題がありますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決にはなりません。広域化や民営化では地方自治体の役割を果たすことはできません。今、諸外国では、水道を民営化した弊害が次々と明らかになっています。民営化は、住民、自治体にとって百害あって一利なしのものです。

このことを指摘して反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○５番（居谷知範君） ただいま上程されております議案第３１号 令和６年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本年元日に発生しました能登半島を中心とする大地震では、電気や水道といったライフラインが寸断され、特に被害の大きかった被災地では、発生からまもなく４か月が経過しようとしている今なお、多くの市町で断水が続いている状況があります。

本町におきましては、上下水道課の職員をはじめ各課から早い段階かつ継続的に被災地へと応援派遣され、精力的に給水活動に当たられたとの報告をいただいております、誇りに思っております。

また、本町においても、水道事業は行政が有する唯一のライフラインとして、その役割は大きく、職員の皆様におかれましても、平日、休日、昼夜を分かたずして高い使命感の下、安定的な水道水の供給のために日夜ご尽力いただいておりますことに対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。

令和２年度から１０年を計画期間とした京丹波町水道ビジョン２０２０において、令和６年度は５年目の折り返しとして計画策定の趣旨に従い、安定給水の確保や有収率の向上、水質管理の徹底など、住民にとって安心と安全を担保するための需要者サービスを向上させつつ、膨大な管路施設や配水施設など各水道施設の維持管理、計画的な設備更新、さらには近年激甚化しており、特に重要視されている自然災害に耐え得る施設への改良や防災・減災対策など、計画的かつ中長期的な視点に立って盛り込み、今回の予算化された令和６年度当初予算について評価するものです。

特に、令和６年度予算におきましては、今回初めて漏水箇所の早期発見に大きな威力が期待される人工衛星を活用した漏水調査業務に１，４１２万円、現在の音と人による漏水調査からさらに精度の向上を目指すデジタル漏水探知機の導入に６０４万円などを計上するなどし、生命に関わる水の安定的な供給に対して積極的な投資をするものと評価いたします。

さらに、今回の予算におきましては、ボトルウォーターの製造も予算に盛り込まれました。これは、今まさに京丹波町が町を挙げて推し進めようとしているプロモーション戦略である「GREEN GREEN」に共鳴すべく、水道事業においても何かできないかと上下水道課の若手職員から自発的に提案されたものであると聞いております。ボトルウォーターの製造に係るコストと販売における収益性、またその具体的な内容について、先に開催された予算特別委員会においても、それぞれの議員から様々な質問がなされておりました。私としましては、「GREEN GREEN」というキーワードと水（ボトルウォーター）というものは極めて親和性の高いものであり、ボトル自体にも、いわゆるデザイン思考を取り入れた斬新なものになるのではないかと期待しております。何より、若手職員から自発的にこのような発想や提案が生まれ、それを事業化しようとする事自体がすばらしく、収益性にやや不安もありますが、それ以上に、本町の未来にとってもっと大切なもの、価値やつながり、意味がそこにあるように思えてなりません。

亀岡、南丹、京丹波町議会が合同で行った政策形成支援セミナーにおいて、講師の方からこんな発言がありました。実績や慣例などに固執し、批判ばかりするのではなく、まずはやってみなはれと応援するのも議員の責務ですと。今回の試みはまさにやってみなはれ。私の言葉にするなら、ぜひともチャレンジしてくださいの気持ちで私も応援したいと思います。

最後に、人口減少や節水などによる使用量の減少などを踏まえ、水道事業が将来にわたり安定的な事業を継続するための中長期的な視点から、持続的で安全、そして、今回は特に強靱の３つの視点で地域性を踏まえ、実情に即した取組及び事業の展開を期待し、かつ安全な水道水を安定的に供給するため、効率的で効果的な水道事業予算となることを期待しまして、

議案第 3 1 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎君。

○2 番（山崎眞宏君） ただいま上程となっております議案第 3 1 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算に賛成の立場から討論を行います。

日々、京丹波町民の命に関わるライフラインとして、水道事業に昼夜、休日を問わず取り組んでいただいておりますことに對し、心から感謝と敬意を表します。

町民の皆様はもとより、民間企業様にも水の供給は片時も絶やすことができません。水道事業ビジョンの持続、安全、強靱の 3 つの観点を実現するために、老朽化した施設整備の更新、耐震化の費用や給水・配水に関わる整備の改良のための推進経費が計上されております。大筋では賛成いたしております。

しかし、次の点につきましては、一言申し述べさせていただきます。

収益的収入、水道事業収益合計 1 1 億 8 3 7 万 3, 0 0 0 円。収益的支出、水道事業費合計 1 0 億 8, 5 3 5 万 6, 0 0 0 円であります。ただ、その中には、収益的支出のボトルウォーター製造業務委託料 2 3 4 万 6, 0 0 0 円、収益的収入、ボトルウォーター販売収益 1 0 0 万円が予算化されていることにつきまして、単純計算であります、1 3 4 万 6, 0 0 0 円の赤字、損失が明らかであります。予算特別委員会でも質疑し、収益については少なくみている、また、町の P R の一つとの答弁もいただきましたが、私としては、町民の皆様に対して納得が行く説明ができません。他の自治体ではボトルウォーターの販売は赤字が膨れ上がる、採算が取れないとの理由で製造または販売を終了されているところがあります。町の P R 方法としては、本町の水道料金が高いと批判されている現状において水道事業で行うことではないと考えます。川に船を浮かべるような運営見込みではなく、しっかりと本来の役目を邁進していただきますようお願いし、本予算につきましては、木を見て森を見ずにならないよう注意し、以上で、議案第 3 1 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 3 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 3 1 号 令和 6 年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決す

ることに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(梅原好範君) 起立多数であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和6年度京丹波町下水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 令和6年度京丹波町下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第38、議案第33号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第8号)》

○議長(梅原好範君) 日程第38、議案第33号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

西山君。

○6番(西山芳明君) 1点お伺いをいたします。

歳入関係でございますけども、令和5年度の特別交付税が確定をしたとお聞きしております。その確定しました金額と、前年に比較しましてどの程度であったかにつきましてもお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長(梅原好範君) 山内財政課長。

○財政課長(山内明宏君) 先日、3月22日に、令和5年度の特別交付税の交付額の決定が

ございました。本町は、6億7,677万1,000円の交付決定となりまして、対前年度比較2,942万8,000円、4.5%の増となったところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○6番（西山芳明君） ただいま、財政課長のほうから具体的な金額を答弁をいただきました。前年に対して4.5%も伸びてるというご報告でございましたけども、その増となった主な考えられる要因につきまして伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今回、4.5%という高い伸び率を示しました。非常にありがたいことで、財政難にあえぐ京丹波町にとって、本当にうれしいことだと大歓迎をいたしておるところでございます。

今年度は災害が特になかったので、特別な要因というのはあまり大きなものはないんですけれども、ただ、配分権というのは、都道府県、あるいは市は、総務省の直接の配分権がありますけど、町村分は各都道府県知事に任せられているということで、京丹波町の各種いろんな施策を推進していることなり、あるいははっきり言えば頑張りだと思います。それを西脇知事が高く評価していただいたものと私は分析をいたしておるところでございます。

また、知事、副知事、あるいは総務部長等に要望活動も秋以来からやっておりましたし、また、1月ですが、私直接、総務省事務次官、財政局長、財政局審議官、財政課長等に要望活動を行いました。そういったことなり、国会議員の皆様方にも要望活動を行ったところでございます。そうしたことがお認めいただいたものと本当にうれしく受け止めておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 6点ほどお尋ねしておきます。

1点目は、22ページ、歳入になります。雑入のところ、ごみ袋等販売代金というのが874万5,000円減になってるんですけども、大幅減になった当初の見込みとの差とございますか、理由はどういうことで大幅な減になっているのか伺っておきたいと思います。

32ページで、戸籍住民基本台帳費のところ、それぞれシステム改修委託料というのが戸籍住民一般事業で484万円の減と、そして戸籍電算システム事業で653万円の増にな

っておるんですけども、その理由について伺っておきたいと思います。

34 ページでございますが、専決処分との関係もあるのかと思いますが、社会福祉総務費の中で、物価高騰対応重点支援給付金支給事業ということで416万3,000円、その中には物価高騰対応重点支援給付金ということで315万円、こども加算ということで100万円あるんですけども、この内容について、対象者なり基準について再度伺っておきたいと思います。

36 ページの老人福祉費でございますが、老人保健施設サービス勘定繰出事業ということで597万5,000円減ということになっておるんですけども、具体的にはサービス事業勘定の事業量が減ったということで597万5,000円の減額になっているのかどうか、減額の理由について伺っておきたいと思います。

あわせて、児童福祉総務費の中の子育て応援助成事業ということで、子育て世帯の住宅リフォームの関係です。400万円減になっておるんですけども、当初の見込みから減でございますので、申込みがなかったといいますかそういうことであつたのか。また、これに対する周知徹底はどのようにされておるのか、併せて伺っておきます。

38 ページのこども園の中の会計年度任用職員の人件費でございますけども、809万5,000円の大幅減になっておるんですけども、会計年度任用職員の人件費（パートタイム）の当初の見込みと大幅減になった理由を、お尋ねをしておきたいと思います。

44 ページです。商工振興費、その中のサテライトオフィス運営事業ということで、当初の金額としては19万8,000円ですけども減額をされております。具体的に、施設、場所、そういうものはちゃんと整備をできた状況の中で運営ということになるわけでございますけども、予定しておった事業者といいますか、オフィスを利用する事業者がなかったということなのか。今後の見込みも含めてお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 最初の2点、私のほうから答弁させていただきます。

まず、雑入で、ごみ袋販売の関係なんですけど、これは船井郡衛生管理組合の可燃ごみ袋ですとかし尿汲取券、粗大・家電シールとか、そういう物品をお店のほうで販売をしていただいております。その販売をしていただいているお店が町から仕入れるという形でお世話になっておるんですけど、実績によりまして、ごみ袋等の販売量が少なかったために減額をしたものでございます。

それから、32 ページ、歳出の戸籍住民基本台帳費のシステム改修委託料関係ですけども、

これにつきましては、住民票の振り仮名対応を戸籍附票システムですとか戸籍システムのほうに対応させるための改修でございます。それで、戸籍住民一般事業を減額して、戸籍電算システム事業は増額しておりますが、この事業を一本化して戸籍電算システムのほうに移行させたために戸籍住民一般事業のほうは減額というふうになっております。

それから、作業量の増によりまして、若干の増額ということで、差し引きますと増額になっているということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 3点目にお尋ねのございました歳出、34ページの物価高騰対応重点支援給付金支給事業の増額の内訳でございます。

物価高騰対応重点支援給付金315万円につきましては、12月補正で可決をいただきました非課税世帯への7万円の給付金の対象世帯を合計で当初2,210世帯と見込ませていただいておりますが、45世帯分の増額をお願いするものでございます。

また、物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）につきましては、先ほど専決で予算をご承認いただきましたときには170人分を見込ませていただいておりますが、20人分の増を見込ませていただきまして、計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 36ページ、老人保健施設サービス勘定繰出事業で減額となっている理由でございます。

こちらはサービスが低下したというよりも、経費の精査でございまして、人件費の減、それと委託料の減が大きなものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） 36ページの児童福祉総務費の子育て応援助成事業の子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金の関係でございますが、当初の予定では上限100万円の5件を想定しておりました。補助率としては2分の1となっております。

しかしながら、今年度、2件の申請がありまして、今のところ現在49万円の実績となっております。

よって、今回400万円の減額とさせていただいているところでございます。

続きまして、38ページのこども園費、会計年度任用職員の人件費（パートタイム）の件

でございますが、次年度の会計年度任用職員さんの体制につきまして、新規の採用も見込んで予算計上しておりましたが、結果的に必要なかったということで減額とさせていただいておりますのと、年間の精査によるものと含めまして、合計で８０９万５，０００円の減額とさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 予算書４４ページの商工費でございます。

サテライトオフィス運営事業通信運搬費１９万８，０００円につきましては、インターネット利用料金のことでございますけれども、議員お見込みのとおりでございます。入居企業が今年度はございませんでしたので、皆減ということにさせていただいております。

今後につきましては、当然、必要な手続を進めまして、入居企業を募集していくということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） 先ほど答弁漏れがございました。

住宅リフォームの補助金の関係での周知方法でございますけれども、町のホームページ、それからアプリでの周知とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田議員。

○９番（山田 均君） ２２ページのごみ袋等の販売代金の関係で、町内の商店とか店でごみ袋等の販売をお世話になっとるわけでございますけれども、どういう基準で町内の店にお願いしておるのか。また、今、本町では旧町単位でいくと何か所になっておるのか、１点伺っておきたいと思います。町からお願いをしてその窓口となっていていただいておりますのか。店から町のほうへごみ袋を扱いたいということで委託をしているのか。その点ちょっと伺っておきたいと思います。

４８ページの教育振興費でございますけれども、ここでは会計年度任用職員（パートタイム）が３５４万４，０００円減額になっておるんですけども、当初の予定から減になった理由について伺っておきたいと思います。

あわせて、５０ページの教育振興費、会計年度任用職員でございますけれども、２５０万５，０００円の減になっておりますが、これについてもどういうことなのか伺っておきたいと思います。

52ページの災害復旧費の中で、農地・農業施設災害復旧事業ということで、単独災害復旧工事分で200万円の減、それから、林道災害復旧で300万円の減になっておるんですけども、当初の見込みといいますか災害がなかったということで減になっておるのか。減の理由について伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 販売店の数につきましては、手持ち資料がございませんので答弁することはできません。申し訳ございません。

販売店としてお世話になる店の選定といいますか取扱いでございますけれども、まず、お店のほうから取り扱いたいという申出があるところと、こちらのほうからお願いできませんかというところをお願いをして契約をするというケースもあります。地域、バランスを見てそのあたりは選定しているところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 会計年度任用職員でございます。

小学校、中学校の教育振興費ということでございまして、こちらの会計年度任用職員につきましては、学校での学習支援員でありますとか指導教員ということでございます。当初見込んでおりました学習支援員なり指導教員ということでございますが、最終、精査によりまして、こちらの分、減額というような格好になってございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 52ページの農地・農業施設災害復旧事業、それから林道災害復旧事業でございますけれども、当初につきましては頭出し予算として計上しておりました。令和5年度につきましては、災害がなかったということで皆減という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 10ページの先ほど質問のあった地方交付税についてであります、この特別交付税というのは、決まった事業に対して下りてくるものであると思ってるんですけども、3,000万円についてはどういう事業に充てられるのか。いろいろ要望活動などもしてきたということで答弁もありましたけれども、具体的にはどういうものに下りてきた

交付税なのかお聞きをしたい。

それから、6,082万2,000円については普通交付税であります。が、財政需要額との関係で9月ぐらいに下りてきているんだと思いますけれども、このように増えた要因というのをお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） まず、特別交付税の関係でございますけれども、特別交付税につきましては、普通交付税を補完するためのものでございまして、そういった決まった事業というのはなかなか国のほうからも示されないわけでございますけれども、特に、今回、3,000万円増額させていただいたのは、まずは昨年度、令和4年度でありましたら、7月の局地的豪雨等あったわけでございますけれども、令和5年度につきましては、そうした大きな特殊要因がないということでございまして、また、国の会見のほうでも、能登半島地震のほうに特別交付税を大きく財源措置をするということでありましたので、今までの平均でいきますと5億9,000万円程度いただいていたんですけれども、少なめに見積もって5億5,000万円の計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、普通交付税のほうでございまして、例年7月に交付決定がされるわけですが、今年度、国の増収がございましたので、12月に追加交付をさせていただいております。その金額につきまして、6,082万2,000円の増額ということで今回計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第34号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第39、議案第34号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 8ページであります。

保険給付費ということで4,000万円の増額補正であります。病院で診ていただくときに保険証が必要なんですけど、関連しての質問ということでお聞きします。今年の12月2日で今の保険証が終了するわけで、短期保険証を利用されている方があると思うんですけど、そういうときの対応というのはどういうふうになるのか。

また、マイナ保険証を保有しない人に対しては資格確認書ということですが、これは申請によって受け取ることができるのか。資格確認書の交付対象者の抽出というのはどういうふうに考えておられるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今までの短期証ですとか資格書、これは今年の12月2日によって取扱いがなくなります。紙とかカード式の健康保険証は廃止となって、マイナ保険証に変わります。マイナ保険証を持たない方につきましては、職権で資格確認書というのを交付させてもらって、その方はその確認書を持って受診いただくということです。

それから、本町国保の場合、短期証を発行してそれで診療を受けていただいていたんですけども、今後は、特別療養費というの仕組みの中で、一旦お金を払っていただいて、申請によって償還払いという形で、事前に対象となる方には特別療養費の対象となりますよというお知らせをした上で、その扱いをさせていただくことになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 短期保険証というのは、滞納とかがあるので短期保険証になつて

と思うんですけども、そういう短期保険証所有者に対して、一旦窓口で全額払って償還払いというふうに国のほうも言っているということですか。

それと、資格確認書ですけど、マイナ保険証を持っていない人は申請するのか。また、職権で町のほうが一度全員に支給してくれるのか。それはどういうふうになってるんですか。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 短期証ですとか資格書につきましては、特別の事情がない方が長期にわたり滞納された方に対して、通常健康保険証に代わってその証を交付させていただいて納付相談の機会をつくるという目的の中でそういった交付をさせていただいてるんですが、今後はその取扱いはなくなりまして、特別療養費という仕組みになります。それで一旦全額払っていただいて、償還払いという申請の手続をさせていただいて、その際に面会の機会がありますので、滞納されている国保税を納付していただく相談とかそういった機会をつくるということの趣旨ではないかなというふうに思っております。これは国のほうで定められたやり方であります。

それから、資格確認書の交付ですが、職権で申請なしでやる場合と、持っていたけどもうやめたいので資格確認書を交付してくださいという申請方式もあるということでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） そしたら、申請される場合は了解ですけど、申請がない場合、町が抽出して資格確認書を交付するということになりますか。申請しなかったら資格確認書というのはもらえないということになるのか。高齢の方の場合、資格確認書がなかったら病院に行けないというふうになってしまうので、国はどう言ってるかということもありますけれども、町はどういうふうに考えているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） マイナ保険証に関しての資料は、今日は持ち合わせておりません。

したがって、細かいことまでお答えすることはできないんですけども、資格確認書を職権交付ができるということは、それは私、今お答えすることはできるんですが、この場合はこうだという細かいことまでちょっとお答えすることができません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 私も8ページで、疾病予防費の中で人間ドックの関係なんですが、今回、助成金の減額ということで99万8,000円減額になっておるんです。人間ドックに

については受ける方が増えてきておるといような認識だったんですが、今回の減額というのは当初の見込みからの受診者が減ったということだと思えるんですけども、特段、人数が大幅に減ったとかそういうことになっておるのかどうか、実情を伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 国民健康保険と後期高齢者医療のことについて状況を申し上げますと、国民健康保険はやはり団塊の世代の方が75歳に到達されて、後期高齢者医療のほうに移行される。かなりの方が移行されて被保険者数がかなり減ってます。直接的な原因ではないんですけども、全体的な被保険者数が減ったことによる減少ということがまず考えられると思います。当初では180人見込んでましたのが、予算上ですけども、補正予算後は149人という数字となっております。逆に、後期高齢者医療につきましては、被保険者数の増に伴いまして、人間ドックを利用される方は増えてきております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号 令和5年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第35号 令和5年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４０、議案第３５号 令和５年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 歳出の８ページでございます。

先ほど、人間ドックの関係をお尋ねしたんですけども、後期高齢の会計においても人間ドック助成金というのが２３万７，０００円減になっております。この関係について、先ほどの話では国保が減って後期高齢が増えておるという説明もあったと思うんですけども、今回のこの減額の理由というのはどういうところから起こっておるのか伺っておきたいと思います。

それから、一般備品が１８０万６，０００円減額になっておるわけでございますけども、当初予定しておった一般備品が不必要になったということかと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 人間ドック助成金の減少ですけども、これは当初予算１０３人分を計上してたんですが、９５人分ということで減額をしたということです。全体的に傾向として国保が減って後期高齢者医療のほうが増えているというのは、そういうことはあります。

それと、一般備品の減額ですが、これは京都府後期高齢者医療広域連合とつなぐ後期高齢システムというものなんですけど、本庁分は広域連合の負担で設置いたしますが、支所２台分は本町の負担で設置することとしておりまして、ただ、このシステム導入が翌年度以降に延びたということで減額をしたものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３５号を採決します。

議案第３５号 令和５年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４１、議案第３６号 令和５年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４１、議案第３６号 令和５年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 歳出の１０ページでございます。

今回の補正で居宅介護サービス給付事業と地域密着型介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業というのはそれぞれ減額になっております。これまでの流れからすると、居宅介護が減って地域密着型が増えるとかそういうように関係があったと思うんですけども、今回は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護とそれぞれ減額になっておるわけです。特に、施設介護サービスについては３，１６８万８，０００円という大幅な減になっておるわけでございますけども、利用者がただ単に減ったということでこういう減額になったのか。ちょっとその理由について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 歳出の９ページなり１０ページの保険給付費の減の要因でございます。

まず、居宅介護サービス給付費につきましては、今議員がおっしゃっていただきましたように、当初予算ですと居宅介護のほうが増減傾向にあつて、地域密着型介護のほうが増額というようなことで予算編成をさせていただいたかと思っておりますけれども、今回につきましては、年度の精査というのが主な要因でございまして、居宅介護サービス給付費につきましては、

主に通所介護（デイサービス）の利用ですとか通所リハビリテーションの利用が減額ということで精査をさせていただきまして、９８４万８，０００円の減を見込ませていただいております。

ただ一方で、ショートステイといいまして、短期の利用の方は増えておりますので、そういった増減を精査させていただいた結果がこの減額の要因ということになっております。

また、２番目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、こちらにつきましても、認知症対応型のデイサービスなどは増額ということになっておるんですが、年間を通じて整理をさせていただきました結果、小規模な特別養護老人ホームですとか小規模なデイサービスの利用は見込んだほどには伸びなかったということで整理をさせていただきまして、５５６万８，０００円の減を見込ませていただいております。

また、施設介護サービス給付費につきましては、こちらにつきましても、介護医療院というようなサービスは増えておるんですが、特別養護老人ホームなり介護老人保健施設などは減額となっております、利用者も若干減っておるんですけれども、１人当たりの給付費が大きく影響するということもございまして、精査をさせていただきました結果、３，０００万円余りの減額ということで整理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山田君。

○９番（山田 均君） １４ページで、介護予防・生活支援サービス事業費の中の現行相当サービス事業というのが２４４万９，０００円減になっておるんですけども、いろいろな取組の中で、現行相当サービス事業の減の要因というのはどういうところから減額になってきたのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 歳出１４ページの現行相当サービス事業等でございます。こちらにつきましては、令和５年３月分から１１月までの実績で精査をさせていただいてるのでございます。利用者数も高齢者の減少ということもあるかと思いますが、比較のお元気な方も多いということで、この現行相当サービスにおきます訪問介護なり通所型サービスを利用いただくまでもなく、ほかのサービスで支援をさせていただいてるということもあろうかと思いますが。町のほうがこういったサービスの枠に当てはまらない一般介護予防事業としてさせていただいております体操の教室ですとか、そういったことで利用いただいております方に

つきましては、このサービスの事業には上がってまいりませんので、そういった中で、この現行相当サービスのほうは利用が減ってるということで整理をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号 令和5年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第37号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第42、議案第37号 令和5年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねておきます。

歳入で、府補助金として下水道事業費府補助金ということで331万9,000円減になっておるわけでございますけども、歳出の事業との関係で府補助金の減になったかと思うんですけども、当初予定しておりました事業というのはどういう事業であったのか。その減額になった理由と併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道議課長（堀内浩二君） こちら、農業集落処理施設の機能強化事業に対する補助金
でございまして、入札手続の中で、予算確保していたものより安価に工事執行ができたこと
によって補助金が減ったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 37 号を採決します。

議案第 37 号 令和 5 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり
決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 43、議案第 38 号 令和 5 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 2 号）》

○議長（梅原好範君） 日程第 43、議案第 38 号 令和 5 年度京丹波町須知財産区特別会計
補正予算（第 2 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第３８号を採決します。

議案第３８号 令和５年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第２号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第３８号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４５、議案第４０号 令和５年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４５、議案第４０号 令和５年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 ２時２６分

再開 午後 ２時２７分

○議長（梅原好範君） 再開します。

日程第４４が欠落しておりましたので、ただいまから日程第４４の質疑を行います。

《日程第４４、議案第３９号 令和５年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第４４、議案第３９号 令和５年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 39 号を採決します。

議案第 39 号 令和 5 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決しました。

《日程第 45、議案第 40 号 令和 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（梅原好範君） 続きまして、日程第 45、議案第 40 号 令和 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし継続します。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第 40 号を採決します。

議案第 40 号 令和 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 46、議案第 41 号 令和 5 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1

号) 》

○議長（梅原好範君） 日程第４６、議案第４１号 令和５年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４１号を採決します。

議案第４１号 令和５年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４１号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４７、議案第４２号 令和５年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第１号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４７、議案第４２号 令和５年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第４２号を採決します。

議案第４２号 令和５年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第４２号は、原案のとおり可決されました。

《日程第４８、議案第４３号 令和５年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）》

○議長（梅原好範君） 日程第４８、議案第４３号 令和５年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○９番（山田 均君） 収益的支出の４ページになりますが、固定資産除却費というのが京丹波町病院、和知診療所、和知歯科診療所の中でありまして、京丹波町病院では２１万円で、説明では器械備品除却ということで８台分、和知診療所では３台分、和知歯科診療所では１台分の処分というように説明を聞いたんですけども、具体的にどういう備品を除却することなのかお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 除却した物につきましては、医療備品でございます。

京丹波町病院では頸椎の牽引機の備品を１つ除却しています。それと、リハビリで使いますマイクロ波治療器を除却いたします。それと、磁気調理器、こちらは給食の施設でございますけども、電子コンロを除却します。それと、同じ場所でございますけども、もう１台電磁調理器を除却します。それと、肺活量を見る機械、スパイロメーターと言いますけど、こちらを除却します。それと、超音波画像診断装置、エコーでございますけども、こちらを除却します。それと、電話交換機、今回更新するものでございますけども、電話交換機の設備を除却します。それと、診察券の発行機と言いまして、再来機に入れますカードを作る機械でございます。こちらを除却します。これで８機を除却するという形になっております。

和知診療所でございます。

こちらも3機除却するんですけども、こちらも電話設備を一式交換するということで除却します。それと、CTの医療設備でございます。こちらを除却します。それと、レントゲンのCRシステムというのがございまして、こちらを除却しました。こちら3機でこの金額となっております。

あと、歯科でございます。

デジタル画像診断システムというものを除却します。

すいません。こちら1機と言いましたけど2機でございます。歯科診療所は2機除却するということでございます。診療で使う椅子です。システムのチェアユニットというものがございまして、歯科診療台というのを1台除却します。あと、デジタル画像診断システムというものを除却するということで、2台除却するという形になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

議案第43号 令和5年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第44号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第49、議案第44号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 収入の関係で15ページでございます。

分担金という項目で、新規加入分担金ということで120万円上がるとるんですけども、ここで見ますといろんな事業、公共下水なり農集とかあるんですけども、120万円はどの事業で何件分なのか、改めて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道議課長（堀内浩二君） こちら新規加入分担金でございますが、それぞれの口径ごとに分担金が異なっておりまして、増径の場合もそちらでお受けすることになっております。ですので、その差額を全部足したもので、件数に関しては今日は手元に数字がございませんのでお答えできませんが、プラスの要因を全部足したものであるということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号 令和5年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、ただいまより暫時休憩に入ります。再開は2時55分とします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時55分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第50、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第50、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第1号 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、趣旨説明を申し上げます。

当該条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、令和5年3月開催の本町議会第1回定例会において制定された条例であり、同年4月1日から施行されたところであります。

つきましては、個人情報の利用、または提供の制限を規定している第12条、利用及び提供の制限、第2項第3号中において昨年12月に改正され、本年4月1日から施行されます京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を反映した条文に今回改正しようとするものであります。

詳細につきましては、別添新旧対照表のとおり、個人情報を提供できる団体等において、町長に「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む」という文言を加えるものであります。

以上、趣旨説明といたします。

ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、発委第2号 再審法改正に向けて審議促進を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第51、発委第2号 再審法改正に向けて審議促進を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） それでは、発委第2号 再審法改正に向けて審議促進を求める意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。

刑事事件の捜査及び公判の手続を定める刑事訴訟法において、確定した有罪判決に疑いが生じたとき、裁判のやり直しが行われるのが再審制度で、誤って有罪となってしまった人を救済する手段として存在します。しかし、再審を申し立てた後の手続について定めた法律がほとんどなく、担当裁判官により対応が変わってしまう不公平が生じているほか、再審公判までに長い年月を必要とします。また、再審請求審での新たな証拠開示により、再審確定が流れることが多く、証拠開示が不十分である、開示ルールを検討すべきという議論があります。さらに、再審請求審は、非公開の審理であり、検察側は不服申立てを行って再審公判で争わないことがあり、公判が開かれず、通常審と仕組みが違います。

そこで、国は、平成28年に刑事訴訟法附則第9条第3項において、再審請求審における証拠開示などの検討を行うことを定めており、与野党の議員が再審制度の議論を始めております。再審公判等が開られない当事者の胸の内を理解し、地方議会からも同制度について議論を深めてほしい旨の意見書を採択いただきたいとの陳情があり、委員会での審議の上、本日提案するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 再審法改正に向けて審議促進を求める意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第52、発委第3号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第52、発委第3号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） それでは、発委第3号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。

本町における地域公共交通維持確保に関し、バス停の標柱やA Iカメラ、バスロケーションシステムの導入、I Cカード導入支援について約770万円を負担したほか、バス車両購入費用や運行経費の支援策は、地域公共交通計画によれば、今後5年間で3億300万円の負担が見込まれ、交付税のほかに町に対する財政支援はなく、厳しい状況であると言えます。

地域のバス事業者は大きな資本力を持たず、バス運行を担い、日常的な乗降客が限られている過疎地域にあって、厳しい経営状況が予測されます。また、バス運行を担う乗務員は、高齢化が指摘をされ、乗務員不足が生じている事業者もある状況であります。

こうした本地域の状況に対し、地域公共交通の維持・確保を図るため、特別交付税の措置の拡充、バス事業者の経営に対する国の補助要件緩和や国庫補助制度の見直し、待遇改善による若手の乗務員採用、免許取得など、その育成に対する国の継続的かつ早急な支援強化の取組の実施を南丹市、福知山市とも歩調を取り、国に強く要望するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

ご賛同いただきますようよろしくお願いします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

伊藤君。

○4番（伊藤康二君） ただいま提案されました発委第3号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書でございますけども、令和5年第4回京丹波町定例会におきまして、日程第45、発議第1号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書、山崎裕二議員の提案でございましたが、否決をされました。今の発委第3号ですけども、その内容を見ておりますと大変類を似ております。なぜこういうふうなことになったのか。また、どこを直されたのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 伊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

質問ありがとうございます。

御存じのように、本委員会では、今申し上げました12月議会で継続調査としておりました。今伊藤議員が言われた定例会において否決というふうになりましたのは、本意見書とは内容が全然違っておりまして、否決されましたのは、1項、2項のみが発議として提出された。これが経緯でございます。

今回、趣旨説明を申し上げましたが、継続調査としておりました内容につきまして、さらに委員会において内容等十分な質疑を賜りまして、本文修正をいたしました上で、全委員に異議があるかなしかの問い合わせをしましたところ、全員賛成ということで承認を承っております。

それを受けまして、今申し上げました南丹市、福知山市と歩調を合わせながら、国に対し

て強く要望してまいりたいというふうなことで本意見書を賛同賜るように提案をしたわけでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 今の説明ですけれども、この意見書、後ろ側の意見書ですけれども、3行目にあります必要不可欠な社会資本、この社会資本というのはどういう意味でお使いになったのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 質問いただきありがとうございます。

必要な社会資本であると言えるというのは、地域公共交通法前文にありますように、日常生活における基盤的な移動手段としてだけでなく、社会経済活動への参加にとっても重要な役割を担っておるということが必要不可欠な社会資本であるというふうに言えると思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○4番（伊藤康二君） 社会資本を調べてみますと、道路、歩道橋、電力や下水、上水道などのライフライン、公園、公共の建物、いろいろありますけれども、地域交通という名目が調べましても出てきません。その辺どういうふうに委員会で通ったのか。大変疑問に思います。

そういうことで、もう1点ですけれども、バスの担い手である乗務員というふうになっております。バスは大体運転手とか運転員で、乗務員というのは車掌、バスガイド、操縦士、キャビンアテンダント、そういうふうな乗務をされる方も含みますので、今この記の3番ですけれども、バス運行の担い手とあるので、この乗務員というのはちょっとおかしいのではないかと。おかしいことはないんですが、的確な表現ではないかと思いますが、ご回答のほうよろしくをお願いします。

○議長（梅原好範君） 隅山総務産建常任委員長。

○総務産建常任委員長（隅山卓夫君） 乗務員ということに運転手も一応なるというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 先ほどの委員長からの説明がありましたように、この内容等については、委員の皆さん全員が賛成されたという経過をお聞きしております。その上でさらに質疑がありましたらお聞きします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第３号を採決します。

発委第３号 地域公共交通の維持・確保に関する意見書を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第３号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の字句、その他の整理については、議長に一任願います。

《日程第５３、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第５３、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務産建常任委員会、教育福祉常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和６年第１回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 ３時２８分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 畠中 清司

〃 署名議員 伊藤 康二